

令和2年度
石狩市プレミアム付商品券

参加店舗 募集要項

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会

◆事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている市内事業者全体の経済の活性化を図るとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としています。

1. 商品券の事業概要

- (1) 名 称 石狩市プレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 石狩市
- (3) 発 行 額 総額6億5千万円（プレミアム率30%）
- (4) 総発行数 100,000 セット
- (5) 販売単位 500円券×13枚=6,500円（うち9枚4,500円は「全店共通券」、4枚2,000円分は「中小規模店舗等専用券」）を**5,000円**で販売
- (6) 使用期間 令和2年11月上旬～令和3年1月31日（3か月間）
- (7) 販売方法 事前購入希望調査により購入引換券を交付
- (8) 購入対象 令和2年8月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている全世帯
- (9) 購入限度 1世帯あたり最大20冊まで申込可能
ただし申込総数が発行総数を上回った場合は調整のうえ購入引換券を交付（1世帯4冊までは最低保証）
- (10) 販売場所 簡易郵便局を除く市内郵便局14局を予定

2. 商品券取り扱い厳守事項

- 今回の商品券は、「全店共通券」と「中小規模店舗等専用券」の2種類がセットになっています。
 - 「全店共通券」は、参加店すべてで使用することができます。
 - 「中小規模店舗等専用券」は、大型店舗(※)では使用できません。
- 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さないで下さい。
- 商品券面額以上利用の場合の不足分は、現金等で受け取って下さい。
- 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

※ 大型店舗…一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡以上の店舗（大規模小売店舗立地法の基準に準ずる）。ただし、大型店舗内にある店舗面積が1,000㎡未満のテナントは、中小規模店舗とみなします。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地購入、家賃・地代・月極駐車料等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージ等）

- 公的医療保険、公的介護保険の自己負担の支払い
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買

4. 参加資格

石狩市内に事業所または店舗等を有し、「新北海道スタイル」安全宣言の取組みを実践する事業者（以下、店舗という）とし、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っているもの
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③ 上記3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑥ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① プレミアム付商品券が利用可能な店舗であることが明確になるよう、実行委員会が配付する販売ツール（ポスター・参加店証等）を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- ② 確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知すること。
- ③ 利用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をすること。なお、「コピー」の文字が表れている、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨当実行委員会にも報告すること。
- ④ 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否すること。
- ⑤ 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面の「商品券取扱店名」欄に店印等を必ず押印し、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否すること。

なお、換金請求時に他店舗の店名印等がある商品券が含まれていた場合、その分の換金請求には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

- ⑥ 商品券の交換及び売買は行わないこと。
使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑦ 大型店舗では、「中小規模店舗専用券」の使用はできませんので、受け取りを拒否してください。
- ⑧ 「北海道スタイル」安全宣言の取組みを實踐し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための「7つの習慣化」に取り組んでいること。

「7つの習慣化」

- 1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
- 2. スタッフの健康管理を徹底します。
- 3. 施設内の定期的な換気を行います。
- 4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
- 5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
- 6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
- 7. 店内掲示やホームページ等を活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。[感染対策の可視化(見える化)]

6. 申し込みについて

(1) 申込方法

※ 参加を希望される店舗(事業所)は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請して下さい。

- 郵送の場合(あて先)

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所内 または

〒061-3601 石狩市厚田区厚田47-4 石狩北商工会

- FAXの場合

0133-72-2577 (石狩商工会議所) または

0133-78-2660 (石狩北商工会)

※ なお、市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、事業者単位で申込みしていただきます。この場合、各店舗の名称(例:〇〇〇デンキ花川店)、所在地(郵便番号を含む)、電話番号、FAX番号、担当者氏名がわかるものを添付し、すべての参加店舗が「募集要項」に同意している必要があります。

(2) 申込期間

令和2年8月19日(水)から9月4日(金)まで(一次締切)

令和2年9月7日(月)から9月25日(金)まで(二次締切)

※ 参加申込は、締切以降も受け付けますが、9月26日以降のお申込みについては、パンフレット等紙媒体への掲載ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 参加店舗の選定

- ・ 申込みのあった事業者については、実行委員会の審査を経て、参加店舗として承認します。
- ・ 参加店舗には、店頭に掲示して頂くポスター・参加店証等および換金請求書等を後日配布します(複数店舗分を申込みの場合は、本社または統括する店舗へ一括して送付します)。
- ・ ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

7. 参加店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消、損害金が発生した際はご請求する場合があります。

8. 換金について

(1) 支払方法・時期

換金は、口座振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。詳細は、後日参加店へ送付する「換金要領」をご覧ください。

原則として、商品券の換金代金の支払いは下記のとおりとします。

① 15日までに事務局で受付したものは当月末日支払

② 月末までに事務局で受付したものは翌月20日支払

なお、いずれの支払日も金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日の振込とします。

(2) 請求方法

換金請求書（参加店舗へ後日送付）に必要事項を記入のうえ、使用済商品券（裏面の「商品券取扱店名」欄に店名印等を押印のこと）を添付し、実行委員会事務局へご持参ください。郵便・宅配便等により送付された場合の事故（商品券の紛失、枚数の相違など）については、責任を負いかねます。

(3) 請求受付期間

令和2年11月2日から令和3年2月15日まで（午前9時～午後5時）

※ 土・日・祝祭日及び12月28日～1月3日を除く

※ 請求期限を過ぎての換金請求には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 換金請求先

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5 石狩商工会議所 または

〒061-3601 石狩市厚田区厚田47-4 石狩北商工会

9. その他留意事項

- ・ 「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・ 参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、パンフレット、石狩商工会議所ホームページ(<https://www.ishikari-cci.or.jp/>)などにより広報します。

10. お問い合わせ

(1) 参加店・取扱店に関するもの

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

TEL 0133-72-2111 FAX 0133-72-2577（石狩商工会議所） または

TEL 0133-78-2513 FAX 0133-78-2660（石狩北商工会）

(2) 商品券の制度全般に関するもの

石狩市企画経済部 商工労働観光課

TEL 0133-72-3166 FAX 0133-72-3540

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

石狩商工会議所

TEL : 0133-72-2111

FAX : 0133-72-2577

石狩北商工会

TEL : 0133-78-2513

FAX : 0133-78-2660